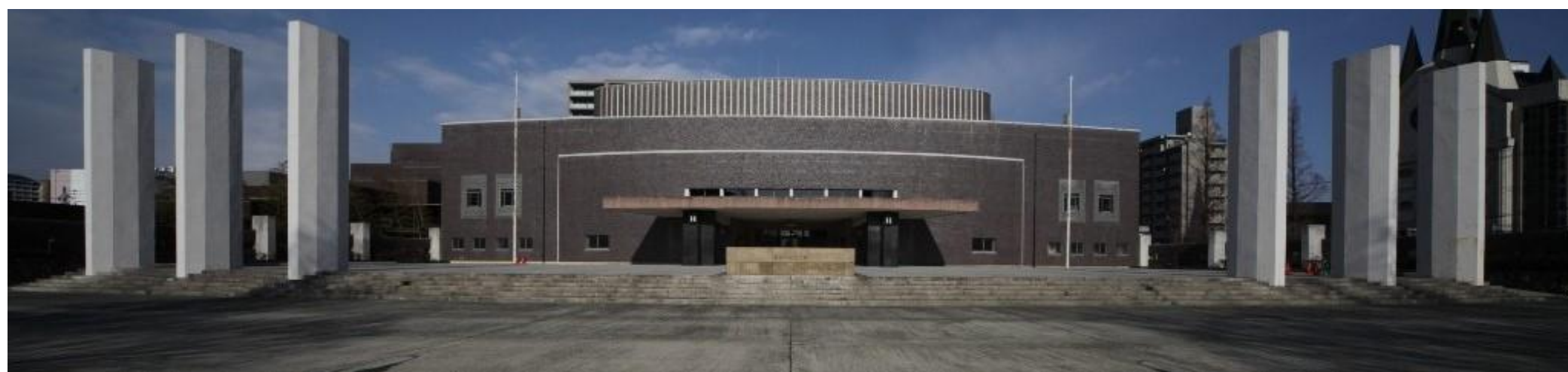


宇部市文化創造財団「友の会」会員募集



宇部市文化創造財団では、「友の会」の会員を広く募集しております。
各種特典もご用意して、皆様の入会をお待ちしております。

● 会員特典 ●

- ・年6回の財団情報誌等の送付
- ・財団が定める料金でのチケット購入（枚数制限はありません）※1
- ・財団が定める先行発売によるチケットの購入又は予約
- ・財団情報誌への広告の掲載（一口につき年1回）※2
- ・その他のサービス

※1：ただし、事業によっては1事業（1イベント）について枚数制限を設けることがあります。

※2：法人会員のみの特典となります。



● 年間会費 ●

個人会員 2,000円
法人会員 10,000円

● 有効期限 ●

入会の日から翌年の同月末日まで

なお、更新時期が近づきましたら、財団があらかじめ通知する期日までに会費を支払うことにより、さらに1年間自動更新できます。

※有効期限を迎え、猶予期間（60日）を過ぎてもお支払のない場合は失効となります。

● 申込方法 ●

- ・現金 入会申込書に必要事項を記入の上、年会費を添えて当財団事務所までお申込みください。入会申し込みは、随時承ります。
- ・振込み 下記の指定口座へお振込みください。申込書はFAX可。

銀行名	山口銀行 宇部支店
口座名義	一般財団法人宇部市文化創造財団
口座番号	普通 5072870

※振込手数料はお客様負担となります。

また、手違い等を避けるために、振込み名義は、会員申込者と同じ名義でお願いいたします。

● お問い合わせ ●

一般財団法人 宇部市文化創造財団

〒755-0041 宇部市朝日町8番1号（宇部市文化会館内）

TEL 0836-35-3355 FAX 0836-31-7306 E-mail : kikakuka@ube-bunzai.jp

HP : <http://ube-bunzai.jp>（申込書は財団ホームページからダウンロードできます）



一般財団法人宇部市文化創造財団友の会規約

(名称)

第1条 この会は、一般財団法人宇部市文化創造財団友の会（以下「友の会」という。）と称する。

(組織)

第2条 友の会は、一般財団法人宇部市文化創造財団（以下「財団」という。）の設立趣旨及び財団の活動に賛同するもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

(会員)

第3条 友の会の会員になろうとするものは、友の会に入会を申し込み、会費を納入しなければならない。

(会員の種類)

第4条 会員は、次に掲げる2種類とする。

- (1) 個人会員 個人で入会する者
- (2) 法人会員 企業・法人・団体で入会するもの

(会員の有効期限とその更新)

第5条 会員の有効期限は、入会の日から翌年の同月末日までとする。

2 会員の有効期限は、財団があらかじめ通知する期日までに会費を支払うことにより、さらに1年間自動更新できるものとする。

(会費)

第6条 会費は、入会の日から翌年の同月末日までの年会費とする。

2 会費は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人会員 2,000円
- (2) 法人会員 一口10,000円

3 会費の支払い方法は、年額一括払いとする。

4 納入された会費は、退会その他いかなる理由があっても返還しないものとする。

(会員の特典)

第7条 会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める特典を受けられるものとする。

(1) 個人会員

- ア 年6回の財団情報誌等の送付
- イ 財団が定める料金でのチケットの購入。枚数の制限なし。ただし、事業によっては枚数制限を設けることがある。
- ウ 財団が定める先行発売によるチケットの購入又は予約
- エ その他のサービス

(2) 法人会員

- ア 年6回の財団情報誌等の送付
- イ 財団が定める料金でのチケットの購入。枚数の制限なし。ただし、事業によっては枚数制限を設けることがある。
- ウ 財団が定める先行発売によるチケットの購入又は予約
- エ 財団情報誌への広告の掲載（一口につき年1回）
- オ その他のサービス

(会員証)

第8条 会員となったものには、会員証を発行するものとする。

2 会員証は会員のみ利用できるものとし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 会員は、会員証を紛失し、又は盗難にあったときは、速やかに財団に届けるものとする。

4 財団は、会員証の再発行に当たっては、財団が定めた手数料を会員から徴収することができるものとする。

(届出事項の変更の届出)

第9条 会員は、財団に届け出た住所、氏名、その他の事項に変更があったときは、速やかにその内容を財団に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出がなかった場合又は届出が遅滞した場合において、会員に不利益が生じたときであっても、財団はその責を負わないものとする。

(退会)

第10条 会員は、友の会を退会するときは、財団に届け出て、会員証を返却するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 財団は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を取り消すものとする。

- (1) 有効期限完了後、猶予期間（60日）経過の後、更新手続きがなかったとき
- (2) 入会申込みの内容に虚偽があったとき
- (3) 会費、チケット代金その他の支払いを不当に怠ったとき
- (4) 本規約に違反したとき
- (5) その他財団の運営上支障があると認められたとき

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営について必要な事項は、財団が別に定める。